



お知らせ

交通災害共済

加入申込み受付中

交通災害共済加入申込みの受付が始まっています。加入を希望される方は申込手続きをしてください。

受付窓口は、役場総務課及び税務課が行う所得申告相談日に併せて開設される臨時受付窓口です。

臨時受付窓口の日程については、所得申告相談日程表(10ページ)又は加入申込書の裏面をご覧ください。

問い合わせ

役場総務課庶務係

☎985-4103

町外に転出される

学生の皆さんへ

卒業・入学シーズンになってきました。町外に転出される場合は、14日以内に転入先に転入届を提出しなければなりません。事前に町民課住民係に転出届を提出してください。

◆お知らせ

- ・交通災害共済
- ・町外に転出される学生の皆さんへ
- ・住民係の窓口時間延長
- ・男女雇用機会均等法
- ・国家試験のお知らせ
- ・春季全国火災予防週間

なお、成人式は転出されていても、松前町で参加できません。参加希望の方は社会教育課生涯学習係にお問い合わせください。

問い合わせ

役場町民課住民係

☎985-4105

教育委員会

社会教育課生涯学習係

☎985-4135

住民係の窓口時間延長の

ご利用について

町民課住民係では、窓口時間を1時間延長して、住民票などの交付を行っています。なお、転入・転出届など住民異動届出の受付は、17時15分までとなっています。

毎年3月下旬から4月上旬の間は、転勤や大学入学などにより住民異動届出が集中します。そのため、通常数分で交付できるものが、数十分お待たせすることもあります。住民票などを交付申請される場合で時間延長時間帯に来庁できる方は、ご活用ください。

窓口延長取扱い事務

- ・住民票の写しの交付
- ・戸籍謄本(抄本)の交付
- ・印鑑登録申請
- ・印鑑登録証明書の交付

窓口延長時間
18時15分まで

問い合わせ

役場町民課住民係

☎985-4105

男女雇用機会均等法が変わります!!

新たに男性に対する差別や間接差別の禁止、女性労働者の妊娠・出産などを理由とする不利益取扱いの禁止や事業主のセクシュアルハラスメントに関する措置の義務化などを規定した改正男女雇用機会均等法が、平成19年4月1日から施行されます。

問い合わせ 愛媛県労働局雇用均等室 ☎935-5222

危険物取扱者消防設備士
国家試験のお知らせ

平成19年度危険物取扱者及び消防設備士の国家試験が、次のとおり実施されます。

あなたも防災への専門的知識と技術を要する資格試験にチャレンジしてみませんか。

危険物取扱者試験(前期)

試験日 6月10日(日)

試験の種類

甲種・乙種全類・丙種

願書配布期間

4月2日(月)～4月18日(水)

願書受付期間

4月9日(月)～4月18日(水)

消防設備士試験

試験日 8月19日(日)

試験の種類

甲種全類・乙種全類

願書配布期間

6月20日(水)～7月9日(月)

願書受付期間

6月27日(水)～7月9日(月)

問い合わせ

(財)消防試験研究センター

愛媛県支部

☎932-8808

松前消防署予防係

☎984-3404

平成19年 春季全国火災予防週間

消さないで
あなたの心の
注意の火

3月1日(木)から3月7日(水)までの1週間、全国一斉に春の火災予防週間が実施されます。

火災の発生の過半数は、冬期から春先にかけて発生し、発生した建物火災の過半数は一般住宅からの出火となっています。また、放火という卑劣な犯罪もあとをたちません。

この予防週間は、火災予防思想の普及を図り、火災を防止し、それによる損害を減少させる目的で実施されます。松前消防署でも防火パレードなどを実施します。

皆さんもこれを機会にご家庭や職場、地域ぐるみで火災に対する警戒心を喚起し、防火意識をなお一層高めていただきたいと思います。